

令和5年6月19日

株主各位

千葉県松戸市上本郷167番地
イワブチ株式会社
代表取締役社長 内田 秀 吾

「第73回定時株主総会招集ご通知」記載事項の訂正に関するお知らせ

当社「第73回定時株主総会招集ご通知」の記載事項の一部に訂正すべき事項がございましたので、謹んでお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正のご連絡をさせていただきます。

記

- ・訂正箇所は下線 の部分であります。
- ・17ページ 「ウ 取締役および監査役の報酬等の総額」の記載内容

(訂正前)

ウ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	支給額(千円)
取締役(監査等委員である取締役を除く。)	10	214,582
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	4	15,588
監 査 役	<u>3</u>	4,830
合 計	<u>17</u>	235,000

- (注) 1. 当社は、令和4年6月28日開催の第72回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しており、監査役の支給人員および報酬等は本移行前の期間に係るものであり、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の支給人員および報酬等は本移行前および本移行後の期間、監査等委員である取締役の支給人員および報酬等は本移行後の期間に係るものであります。
2. 監査等委員会設置会社移行前の取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 平成18年6月29日開催の第56回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額4千万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
- (2) 平成23年6月29日開催の第61回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額4億円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名であります。
3. 監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 令和4年6月28日開催の第72回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、年額4億円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は8名であります。
- (2) 令和4年6月28日開催の第72回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額5千万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。
4. 取締役および監査役の支給人員には、令和4年6月28日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役3名が含まれております。
5. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)への支給額のうち社外取締役1名に60千円支給しております。
6. 監査等委員である取締役への支給額のうち社外取締役3名に4,500千円支給しております。
7. 監査役への支給額のうち社外監査役2名に900千円支給しております。
8. 上記の報酬等の総額には、当期における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。
9. 上記のほか、令和4年6月28日開催の第72回定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の額は以下のとおりであります。なお、当期ならびに当期以前の事業報告において記載済みの役員退職慰労引当金の増加額を除いております。
退任取締役 1名 396千円
10. 当社の役員報酬は、すべて基本報酬であります。

(訂正後)

ウ 取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員(名)	支給額(千円)
取締役(監査等委員である取締役を除く。)	10	214,582
監 査 等 委 員 で あ る 取 締 役	4	15,588
監 査 役	<u>4</u>	4,830
合 計	<u>18</u>	235,000

- (注) 1. 当社は、令和4年6月28日開催の第72回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しており、監査役の支給人員および報酬等は本移行前の期間に係るものであり、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の支給人員および報酬等は本移行前および本移行後の期間、監査等委員である取締役の支給人員および報酬等は本移行後の期間に係るものであります。
2. 監査等委員会設置会社移行前の取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 平成18年6月29日開催の第56回定時株主総会において、監査役の報酬限度額は、年額4千万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査役の員数は4名であります。
- (2) 平成23年6月29日開催の第61回定時株主総会において、取締役の報酬限度額は、年額4億円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役の員数は10名であります。
3. 監査等委員会設置会社移行後の取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項は次のとおりであります。
- (1) 令和4年6月28日開催の第72回定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬限度額は、年額4億円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は8名であります。
- (2) 令和4年6月28日開催の第72回定時株主総会において、監査等委員である取締役の報酬限度額は、年額5千万円以内と決議いただいております。
当該株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は4名であります。
4. 取締役および監査役の支給人員には、令和4年6月28日開催の第72回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名、監査役4名が含まれております。
5. 取締役(監査等委員である取締役を除く。)への支給額のうち社外取締役1名に60千円支給しております。
6. 監査等委員である取締役への支給額のうち社外取締役3名に4,500千円支給しております。
7. 監査役への支給額のうち社外監査役2名に900千円支給しております。
8. 上記の報酬等の総額には、当期における役員退職慰労引当金の増加額が含まれております。
9. 上記のほか、令和4年6月28日開催の第72回定時株主総会の決議に基づく役員退職慰労金の額は以下のとおりであります。なお、当期ならびに当期以前の事業報告において記載済みの役員退職慰労引当金の増加額を除いております。
退任取締役 1名 396千円
10. 当社の役員報酬は、すべて基本報酬であります。

以上